



第11回 契約条件の調整

実践M&A

こんな時どうする？
具体的なノウハウを伝授！

フォーバル 寺越基格

前回はデューデリジェンス（以下、「DD」とします）についてお話ししました、譲渡企業にとっては多大なプレッシャーがかかりますが、しっかりと情報を伝えていくことが大切というお話でした。

DDを終えると、その結果をもとに契約条件の調整に入ります。例えば、不良債権が見つかったため、その分金額の調整を行うなどがあります。

過去に、未払い残業代が判明したため、買い手側からその分を譲渡対価から減額したいと申し出がありました。事情は理解できるため、譲渡企業の社長に説明に行ったところ、社長としては、「残業代はしっかり払っている未払いはあり得ない」と最初は受け入れられませんでした。細かい話は省略しますが、たしかに把握している残業代の支払いはしていましたが、休日などの兼ね合いでそもそもの労働時間が週の法定労働時間を超えていたことが要因でした。強く反論するのはご自身ではしっかりと仕事をしている自負があるからこそだと思います、ただ、落ち着いて考える時間をとっていただき、最終的には理解されました。

調整を行うのは金額だけではありません、その他の条件、例えば、社長の引き継ぎ期間や引退をしない場合は今後の処遇など（報酬など重要な部分はDD前の基本合意時点である程度固めます）も決めます。それ以外にも、会社の土地が社長個人の場合の賃料見直しなど、会社ごとによって決めるべき条件は異なってきます。

DDでも判明しないものもあります、多い事例としては株式の変遷です。特に業歴の長い会社は、創業してから、いつ誰に株が渡ったのか、メモのような形で残っていても、その証拠書類（議事録など）が残っていないケースは多いです。

そういうケースも含めて、契約書には表明保証という条文が入ります。表明保証は聞きなれない言葉ですが、事業内容などに関して一定の項目が真実であることを表明し、その保証をするものです。例えば、「自社は反社会的勢力ではなく、また関わりもない」と言ったものです。先ほどの株の件で言うと、「株主名簿に記載された株主が真実であり、記載されていない他の株主はいない」と言



った内容になります。仮に株式譲渡契約を終えた後に、知らない人が「自分も株主です」と証拠をそろえて持ってきた場合にトラブルになります。そういう場合は、表明保証違反として、損害賠償の対象になり得ます。

表明保証についてはもっと多くの項目がありますが、今回のテーマは、契約条件の調整であるため、一例にとどめておきます。いずれにしても金額以外にも決める項目は多く、その内容は会社の事情によって異なるため、かなり細かい調整が必要になってきます。

ほとんどの譲渡企業は初めてのM&Aです、契約内容が根拠もなく不利にならないように、アドバイザーなどから意見を聞いて、受け入れるべきものと、そうでないものを見極めることが大切です。



筆者プロフィール

金融機関にて中小企業への融資や経営コンサル・M&A実行支援に従事。株式会社フォーバルへ入社後、自動車整備会社をはじめ多くの中小企業のM&A支援に携わり、企業の存続及び成長に貢献。中小企業の創業理念や従業員への想いを重視し、経営者にしっかりと寄り添うコンサルタントとして、経営者からも厚い信頼を受けている。

事業承継・M&Aのご相談はこちら

株式会社フォーバル

事業承継支援部

自動車アフターマーケットチーム責任者 寺越

TEL:0120-37-4086

<https://forval-shoukei.jp/>

